

青葉区役所からのお知らせ

動物関係でよくお問い合わせをいただく件について対応や連絡先をまとめました。

野生動物を
見つけた時や
被害を受けた時



- 野生動物を見つけた場合は、基本的には手を出さず、そっとしておいてください。
触れた場合は、きちんと石鹸で手洗いをしましょう。
- 病気や怪我をした野生動物（傷病鳥獣）
を助けたい場合は、県の事業で動物園などに持ち込むことで受け入れが出来る場合があります。最寄りの動物園などに電話でご相談ください。傷病鳥獣として受け入れできない動物（カラス、ドバト、アライグマ等）もありますので、事前に連絡し、受け入れ可否等の確認をお願いします。

ズーラシア（電話：959-1000）

野毛山動物園（電話：231-1307）

金沢動物園（電話：783-9100）

川崎市夢見が崎動物園（電話：044-588-4030）

神奈川県自然環境保全センター

（電話：046-248-0500）

- ハクビシン等の野生動物から被害（天井裏への住みつきや、家庭菜園や鯉・金魚の食害等）を受けた場合、法律上、許可なくは捕獲出来ませんので、まずは、環境創造局動物園課へご相談ください。

電話：671-3448

月～金 8時45分から17時15分

道路上などで
犬・猫や野生動物等の
死体を見つけた時



資源循環局 青葉事務所

電話：975-0025

月～土 8時から16時45分

鳥インフルエンザの
冬場の流行期には



冬に日本に来る渡り鳥の中には、鳥の病気である鳥インフルエンザに感染している可能性のあるものもいます。これらの渡り鳥からニワトリなどの家鶏への感染や被害を防止するため、感染機会の高い野鳥である「一部のカモ等の水鳥、タカ等の猛禽類」の死体があった場合は、横浜市を通じて、神奈川県へ検査の連絡を行っています（死体の状況、損傷具合や羽数によっては検査を行わない場合もあります。）。

なお、鳥の病気ですので、これまで国内で鳥インフルエンザが野鳥から人に感染した事例は報告されていません。

飼い主がわからない
ケガをした犬・猫等
を見つけた時



青葉区役所生活衛生課

電話：978-2465

月～金 8時45分から17時15分